

(A 相続人用)

相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会をされる方へ

- 1 照会先は、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所です。最後の住所地は、被相続人の住民票の除票（提出書類にもなっています。）又は戸籍の附票で確認してください。照会先がよく分からない場合は、末尾のいずれかの家庭裁判所にお問い合わせください。
また、照会ができるのは、次の方に限られます（本説明書は以下の④の方を対象としていますので御注意ください。）
④ 相続人（ただし、相続放棄の申述を受理された方は、原則として照会できません。）
⑤ 利害関係人（債権者等）
 - 2 照会に当たっては、次のものを御提出ください。
 - (1) 「**相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会書**」及びその別紙「**被相続人等目録**」
照会手続の代理人になれるのは弁護士のみなので、弁護士に依頼されない場合は、原則として、照会者本人の名で作成します。
調査は、「被相続人等目録」に記載された氏名のみに基づいて行います。
 - (2) **被相続人の住民票の除票（被相続人の本籍地と死亡日が表示されているもの）**
発行から3か月以内のものを御提出ください。すでに廃棄になっている場合は、被相続人の死亡の記載のある戸籍謄本と、被相続人の最後の住所が提出先の家庭裁判所（支部）の管轄区域内にあったことを示す資料（例えば、戸籍の附票）を御提出ください。
 - (3) **照会者と被相続人の戸籍謄本（照会者と被相続人との関係が分かるもの）**
発行から3か月以内のものを御提出ください。
 - (4) **相続関係図**
被相続人と相続人（照会対象者）との関係図を添付してください（手書き可）。
 - (5) **返信用封筒と返信用切手（郵便での返送を希望する場合のみ）**
- ※ 事案により、これら以外のものの御提出をお願いする場合があります。
(2)、(3)については、原本をお返しすることも可能です。その場合は、原本と共にそのコピーも御提出ください。また、(5)の返信用切手は、重くなる分、郵便料金も高くなるので、御注意ください。
- 3 手数料（収入印紙）はかかりません。
 - 4 照会者本人が直接窓口にお越しになる場合には、御本人であることを確認できるもの（運転免許証、保険証、パスポート等）と印章をお持ちください（スタンプ式のものは避けてください）。
 - 5 調査期間は、以下のとおりです。
 - (1) 被相続人の死亡日が平成16年6月1日以降の場合、回答日の前日まで。
 - (2) 被相続人の死亡日が平成16年5月31日以前の場合は次のとおり。それ以上の期間の照会には応じられません。
 - ① 第1順位者については、被相続人の死亡した日から3か月間。
 - ② 後順位者については、基本的に①と同じ。ただし、照会書の※1欄に先順位者の放棄が受理された日が記載されていれば、そこから3か月間。
 - 6 照会の理由によっては回答できないことがありますので、御了承ください。
 - 7 照会手続では、受理証明書（相続放棄等の申述を受理している旨の証明書）の交付はできません。回答結果をもとに、別途御申請ください。
 - 8 裁判所によって、調査期間やその他の取扱いが異なる場合がありますので、事前に照会先となる裁判所へお問い合わせください。

問合せ先

- 1 水戸家庭裁判所 訟廷事務室
〒310-0062 茨城県水戸市大町1-1-38
TEL: 029-224-8175

- 2 水戸家庭裁判所日立支部
〒317-0073 茨城県日立市幸町2-10-12
TEL: 0294-21-4441
- 3 水戸家庭裁判所土浦支部
〒300-0043 茨城県土浦市中央1-13-12
TEL: 029-821-4349
- 4 水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部
〒301-0824 茨城県龍ヶ崎市4918
TEL: 0297-62-0100
- 5 水戸家庭裁判所麻生支部
〒311-3832 茨城県行方市麻生143
TEL: 0299-72-0091
- 6 水戸家庭裁判所下妻支部
〒304-0067 茨城県下妻市大字下妻乙99
TEL: 0296-43-7193